

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 誓 約 書

菰野町の住民基本台帳を閲覧するに当たり、以下の事項を遵守することを誓約します。

1. 閲覧により知り得た事項は、閲覧目的（閲覧事項の利用目的）以外には一切使用しません。
2. 使用の際は、対象者の基本的人権・プライバシーの侵害や、対象者に不利益をもたらすようなことは行いません。
3. 前項に関して、万一トラブルが生じた場合は、請求者（申出者）の責任において対応します。
4. 閲覧により知り得た事項が、第三者や閲覧事項取扱者の範囲以外の者へ流れたり、譲渡・転売が一切なされないよう、請求者（申出者）の責任において厳重に管理します。
5. 請求（申出）時の閲覧目的（閲覧事項の利用目的）が終了した後は、閲覧によって得た情報を速やかに処分します。
6. 閲覧情報の管理状況及び処分状況等について、菰野町から請求があった場合は、誠意をもって報告します。
7. 閲覧に当たっては、菰野町の指示に従います。

年 月 日

宛先 菰野町長

請求者 (申出者)	所在地（住所）	
	機関名・ 氏名又は法人名	
	代表者氏名	（社印）
	電話番号	（ ） —
閲覧者	住 所	
	氏 名	（印）代表者との関係
	電 話	（ ） —

○ 偽りその他不正の手段により住民基本台帳の閲覧をした者、又は閲覧事項の目的外利用をした者若しくは申出者、閲覧者、閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、住民基本台帳法第50条の規定により、30万円以下の過料に処せられます。

また、不正な行為の疑いがあった場合は、菰野町での閲覧をお断りする場合があります。